

令和7年度第1回文京区地域福祉推進協議会障害者部会次第

令和7年4月28日（月）午後2時から午後4時まで
文京シビックセンター3階（障害者会館 AB 会議室）

1 委員紹介

2 部会長挨拶

3 議題

- (1) 障害者・児計画等の概要について 【資料第1号】
- (2) 文京区障害者(児)実態・意向調査の概要について 【資料第2号】
- (3) 実態・意向調査における質的調査について 【資料第3号】
- (4) 実態・意向調査における量的調査設問骨子案について 【資料第4号】

4 その他

【参考資料】

令和4年度障害者・児実態意向調査骨子

文京区地域福祉推進協議会設置要綱

令和7年度文京区地域福祉推進協議会障害者部会名簿

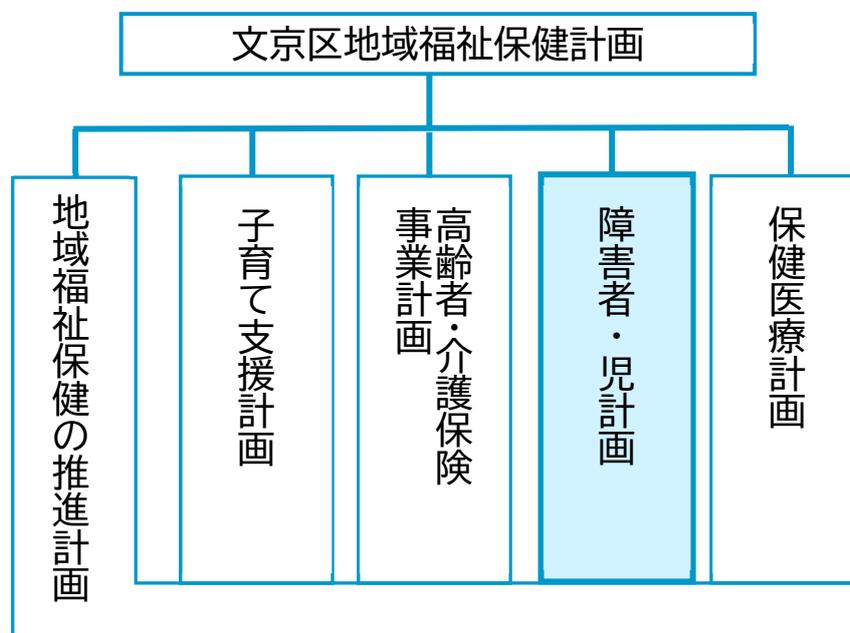
2 計画の性格・位置づけ

本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、本区の福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。

また、本区の障害者・児計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定し、区の障害者・児施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。

そして、「文京区都市マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

【図：文京区地域福祉保健計画における障害者・児計画の位置づけ】



【表：障害者・児計画の法的な位置づけ・性格】

	法的な位置づけ	策定の内容
文京区 障害者・ 児計画	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画
	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画
		障害者総合支援法の各種サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等）の事業量の見込み等を示す。
児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」	障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害児通所支援等に関する3年間の実施計画	
	児童福祉法の各種サービス（障害児通所支援、障害児相談支援等）の事業量の見込み等を示す。	

障害者（児）実態・意向調査の概要について

1 目的

令和8年度に予定している障害者・児計画の策定に向け、計画の基礎資料となる障害者（児）の生活実態、サービス事業者の状況を調査するとともに、障害福祉施策への意向を把握するため、実態・意向調査を行う。

2 調査の種類、対象者等

本調査では、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、障害児、サービス事業者及び長期入院施設を対象とした量的調査（アンケート調査）並びに区内施設等を利用する知的障害者・児、精神障害者・児を対象とした質的調査（グループインタビュー調査）を実施する。

(1) 量的調査（アンケート調査）

① 調査種類

- ア 在宅の方
- イ 施設に入所している方
- ウ 障害児の方
- エ サービス事業者
- オ 長期入院施設

② 調査対象者

ア 身体障害者

区内に居住又は区外施設等に入所している18歳以上の身体障害者手帳所持者
約1,920人（全体約4,200人）

（肢体・内部疾患については無作為抽出、その他の障害については悉皆）

<内訳>

視覚：約380人（悉皆）

聴覚平衡機能障害：約320人（悉皆）

音声・言語：約70人（悉皆）

肢体：約600人（約1,740人から無作為抽出）

内部：約550人（約1,660人から無作為抽出）

イ 知的障害者

区内に居住又は区外施設等に入所している18歳以上の愛の手帳所持者
約730人（悉皆）

ウ 精神障害者

区内に居住している18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者
約2,170人（悉皆）

エ 難病患者

区内に居住している18歳以上の難病患者（医療券所持者）
約2,320人（悉皆）

オ 障害児

18歳未満の障害児通所給付等受給者証所持者及び各手帳所持者
約1,030人（悉皆）

カ 区内事業者

区内にある障害福祉サービス、障害児通所支援サービスを行う事業者
約100施設

キ 長期入院施設

区民が長期入院している都内の精神科病院約100施設

(2) 質的調査（グループインタビュー調査）

① 調査種類

施設訪問等による聞き取り調査

② 調査対象者

区内施設・都外施設を利用する愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

3 調査項目

(1) 量的調査

対象者の属性（年齢、障害状況等）、居住環境、介護状況、外出環境、就労状況、防災、相談・情報提供等

(2) 質的調査

日中及び施設での過ごし方、今後希望する生活、余暇、相談、就労状況、防災等

4 調査方法

(1) 量的調査

原則、アンケート（郵送配布・郵送又はインターネットによる回収）方式。ただし、視覚障害者へは、希望により訪問又は電話での聞き取り調査を実施する。

(2) 質的調査

区内施設等での訪問又はオンラインによる聞き取りを中心に行う。
東洋大学との協働で実施予定。

5 調査時期

(1) 量的調査

令和7年10月調査票配付・回収

(2) 質的調査

令和7年7月～9月グループインタビュー調査実施

6 今後のスケジュール（案）

令和7年	4月28日	第1回障害者部会（実態調査の概要）
	5月14日	第1回地域福祉推進本部
	5月23日	第1回地域福祉推進協議会
	6月	6月議会（調査概要の報告）

7月	第2回障害者部会（調査項目の報告等） 【質的調査】グループインタビュー実施（～9月）
8月	第2回地域福祉推進本部 第2回地域福祉推進協議会
9月	9月議会（調査項目の報告等） 区報 9/25号（調査実施の周知）
10月	【量的調査】調査票配付・回収 【質的調査】グループインタビュー集計・分析
11月	【量的調査】集計・分析
令和8年 1月	第3回障害者部会（調査結果の報告） 第4回地域福祉推進本部
2月	第4回地域福祉推進協議会 2月議会（調査結果の報告） 3月調査報告書納品

文京区障害者（児）実態・意向調査における質的調査について

1 目的

次期障害者・児計画策定に向けた基礎資料を得るため、計画策定前年度に障害者（児）実態・意向調査（以下、「実態調査」という。）を実施することとしている。

実態調査は、区内の障害者・児等に対するアンケート調査（量的調査）が基本となるが、知的障害者・児、精神障害者・児の生活実態や障害福祉施策への意向を、より詳細に把握するため、東洋大学福祉社会デザイン学部の学生による、グループインタビュー調査（質的調査）を実施する。

2 調査方法

区内施設に訪問し、グループ方式のインタビュー形式。

※都外入所施設については、訪問と zoom 等のオンラインツールの併用により、実施。

3 調査対象

場所： 区内障害者・児施設 18 か所程度

（生活介護、就労継続支援 B 型、共同生活援助、放課後等デイサービス等）

都外入所施設 4 か所程度

人数：約 150 人（施設を利用している知的障害者・児、精神障害者・児）

4 インタビュー調査実施時期

令和 7 年 7 月下旬～9 月下旬

5 調査内容及び項目

〔知的障害者・児〕 個人属性（家族構成等）、日中の過ごし方、困っていること、就労への意欲、今後希望する生活、相談相手、地域参加等

〔精神障害者・児〕 個人属性（家族構成等）、病気（医療の利用状況）・障害の状況、日中の過ごし方、困っていること、就労への意欲、今後希望する生活、相談相手、地域参加等

6 報告書作成

本調査の報告書は、本調査の分析結果及び別途区が委託して実施する量的調査（アンケート調査）の分析結果を 1 冊にまとめたものとする。

令和7年度障害者(児)実態・意向調査骨子(案)
【在宅の方】

対象者:18歳以上の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳取得者、難病医療券所持者

カテゴリー	新規等	設問No.	調査項目	備考(前回からの修正点等)
1 本人について		1	回答者	
		2	本人の年齢	
		3	年収	
		4	収入の内訳	
		5	同居家族	
2 障害と健康について		6	障害種別	
		6-①	(6で「発達障害」と回答した場合)診断名	
		6-②	(6で「難病」と回答した場合)病名	
	新規	7	行動面における特別な支援の必要性の有無	
		8	手帳の種類	
		9	家族等が障害に気づいた時期(年代)	
		10	受診状況	
		11	受診しているかかりつけ医療機関の有無	
		12	必要な医療的ケア	
		13	日常生活で必要な介助や支援 (介助・支援が必要な方へ)主な介助・支援者	
		14-①	(家族や親族が介助している場合)主な介助者・支援者の年代	
	15	(家族や親族が介助している場合)主な介助者による介護状況		
		16	主な介助・支援者が支援できなくなった場合の対応	
3 相談や福祉の情報について		17	日常生活で困っていること	
		18	困ったときの相談相手	
		19	福祉情報の入手先	
		20	今後希望する生活	
		21	地域で安心して暮らすために必要な施策	
4 福祉サービスについて		22-①	現在利用しているサービス	
		22-②	サービスの満足度	
		22-③	(サービスに「やや不満」、「不満」を感じている場合)サービスの不満の理由	
		22-④	今後利用したいサービス	
		23	サービス等利用計画の作成手段	
		24	サービス等利用計画の作成で感じたこと	
		25	セルフプランにした理由	
	26	介護保険サービスの利用状況		
5 日中活動や外出について		27	平日の日中の過ごし方	
		27-①	(27で「働いている、福祉施設等に通っている」と回答した場合)給与・工賃の月額	
		27-②	(26で「働いている」と回答した場合)仕事の内容	
		27-③	(26で「働いている」と回答した場合)1週間当たりの勤務時間	
		27-④	(26で「働いている」と回答した場合)仕事上で困っていること	
		27-⑤	(26で「福祉施設等に通っている」と回答した場合)福祉施設での困りごと	
	新規	27-⑥	(26で「福祉施設等に通っている」と回答した場合)福祉施設帰りの困りごと	夕方の居場所の検討に必要であるため追加
		27-⑦	(26で「特に何もしていない」と回答した場合)その理由	
		28	一般就労するために希望する支援	
		29	休日の過ごし方	
		30	外出の頻度	
新規	31	外出の際に困っていること		
新規	32	文化芸術活動への参加頻度		
新規	32-①	(31で「参加したことがない」回答した場合)その理由		
6 住まいについて		33	住まいで困っていること	
		34	住まいに必要な支援	
	新規	35	グループホームに関する希望	希望なし・希望あり(1年後・3年後・5年後等)
7 権利擁護・差別解消について		36	成年後見制度に関する認知度	
		36-①	成年後見制度について知っていること	
		37	福祉サービス利用援助事業の認知度	
		37-①	福祉サービス利用援助事業について知っていること	
		38	地域で差別や合理的配慮の不提供を感じる場面	
		39	地域(区役所、店舗、住民等)に求める合理的配慮	
		40	差別解消に必要なこと	
	41	合理的配慮に必要なこと		
8 感染症について	削除	39	感染症発生時の困りごと	
8 災害・緊急時の対策について		42	災害発生時の困りごと	
		43	災害に対する備え	
	新規	44	緊急時に対する備え	日常の介助者以外に緊急時に連絡できる者がいるか・緊急時に使えるサービスの備えがあるか等
10 自由意見		45	意見・要望	

令和7年度障害者(児)実態・意向調査骨子(案)
【施設入所している方】

対象者:18歳以上の施設入所支援及び療養介護利用者

カテゴリー	新規等	設問No.	調査項目	備考(前回からの修正点等)
1 本人について		1	回答者(本人か、施設職員か、ご家族か等)	
		2	本人の年齢	
		3	年収	
		4	収入の内訳	
2 障害の状況について		5	障害種別	
		5-①	(6で「発達障害」と回答した場合)診断名	
		5-②	(6で「難病」と回答した場合)病名	
	新規	6	行動面における特別な支援の必要性の有無	
		7	手帳の種類	
		8	家族等が障害に気づいた時期(年代)	
3 施設入所について		9	施設の所在地域	
		10	施設入所年数	
		11	入所の理由	
4 施設での生活について		12	出身世帯に帰る(帰省)ときに困ること	
		13	施設生活の満足度	
		14	現在の暮らしで困っていること	
		15	医療的ケアの有無	
		16	(14で必要な医療的ケアがあると回答した場合)必要な医療的ケア	
		17	休日の過ごし方	
		18	外出の頻度	
	新規	19	文化芸術活動への参加頻度	
	新規	19-①	(31で「参加したことがない」回答した場合)その理由	
5 今後の暮らし方について		20	今後希望する生活	
		20-①	(20で「現在の施設で生活したい」と回答した方へ)その理由	
		20-②	(20で「退所したい」と回答した方へ)地域でどのような暮らしをしたいか	
		20-③	(20で「退所したい」と回答した方へ)どの地域で暮らしたいか	
		20-④	(20で「退所したい」と回答した方へ)退所後に暮らす地域にのぞむこと	
		21	地域で安心して暮らすために必要な施策について	
		22	困ったときの相談相手	
6 相談や福祉の情報について		23	福祉情報の入手先	
		24	成年後見制度の認知度	
		24-①	成年後見制度について知っていること	
		25	福祉サービス利用援助事業の認知度	
		25-①	福祉サービス利用援助事業について知っていること	
		26	地域で差別や合理的配慮の不提供を感じる場面	
7 差別解消について		27	地域(区役所、店舗、住民等)に求める合理的配慮	
		28	差別解消に必要なこと	
		29	合理的配慮に必要なこと	
		28	感染症発生時の困りごと	
8 感染症について	削除	28		
9 自由意見		30	意見・要望	

令和7年度障害者(児)実態・意向調査骨子(案)
【18歳未満の方】

対象者:18歳未満の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳取得者、難病医療券所持者、
障害児通所支援受給者証所持者

カテゴリー	新規等	設問No.	調査項目	備考(前回からの修正点等)
1 本人について		1	回答者	
		2	本人の年齢	
		3	世帯年収	
		4	同居家族	
	新規	5	父親の就労状況	
	新規	6	母親の就労状況	
2 障害と健康について		7	障害種別	
		7-①	(5で「発達障害」と回答した場合)診断名	
		7-②	(5で「難病」と回答した場合)病名	
	新規	8	行動面における特別な支援の必要性の有無	
		9	手帳の種類	
		10	保護者が子どもの障害に気づいた時期(年代)	
		11	保護者等が子どもの障害をはじめてわかったときの状況	
		12	(11に関して)そのときの相談相手	
		13	受診状況	
		14	受診しているかかかりつけ医療機関の有無	
		15	必要とする医療的ケア	
		15-①	医療的ケア児やその介助者のために必要な支援策	
		16	日常生活に必要な介助や支援	
		17	(16で介助・支援が必要な方へ)主な介助・支援者	
		17-①	(17で家族や親族が介助している場合)主な介助者・支援者の年代	
	17-②	(17で家族や親族が介助している場合)主な介助者による介護状況		
	15	保護者の悩み・不安	設問番号移動	
3 相談や福祉の情報について		18	日常生活で困っていること	
		17	困ったときの相談相手	設問番号移動
		19	福祉情報の入手先	
		20	将来希望する生活	
		21	地域で安心して暮らすために必要な施策	
4 子育てにおける悩みについて	新規	22	保護者の子育てに関する感じ方	H.25実施の設問(楽しく感じる・つらく感じる等)
		23	保護者の悩み・不安	前回調査の設問No.15
		24	困ったときの相談相手	前回調査の設問No.17
5 福祉サービスについて		25	現在利用しているサービス	
		25-②	サービスの満足度	
		25-③	(サービスに「やや不満」、「不満」を感じている場合)サービスの不満の理由	
		25-④	今後利用したいサービス	
		26	障害児支援利用計画の作成手段	
		27	障害児支援利用計画の作成で感じたこと	
		28	セルフプランにした理由	
		29	障害児通所支援等サービスを利用していない理由	
6 教育・保育について		30	主な通園・通学先	
		31	(30で「小学校入学前」と回答した家族の方へ)通園生活等で困っていること	
		32	(30で「小学校入学前」と回答した家族の方へ)小学校はどの教育機関を希望するか	
		33	(30で「学校在学中」と回答した家族の方へ)通学生活等で困っていること	
		34	(30で「小学校入学前」または「学校在学中」と回答した家族の方へ)放課後や長期休業中の過ごし方	
		35	(30で「小学校入学前」または「学校在学中」と回答した家族の方へ)放課後や長期休業中の過ごし方の希望	
	新規	36	(30で「小学校入学前」または「学校在学中」と回答した家族の方へ)放課後や長期休業中の過ごし方の困りごと	
		37	(30で小学校(小学部)または中学校(中学部)に通っている方のご家族の方へ)中学校卒業後に希望する進路	
		38	(義務教育を終了した方へ)希望する進路 ※本人の希望と家族の希望をそれぞれ伺う	
	新規	39	文化芸術活動への参加頻度	
	新規	39-①	(39で「参加したことがない」回答した場合)その理由	
	40	休日や余裕があるときの過ごし方		
7 外出や住まいについて		41	外出の頻度	
		42	外出時に困っていること	
		43	住まいに必要な支援	
8 差別解消について		44	地域で差別や合理的配慮の不提供を感じる場面	
		45	地域(区役所、店舗、住民等)に求める合理的配慮	
		46	差別解消に必要なこと	
		47	合理的配慮に必要なこと	
9 災害対策について		48	災害発生時に困ること	
		49	災害に対する備え	
10 感染症について	削除	50	感染症発生時の困りごと	
11 自由意見		51	自由意見	

令和7年度障害者(児)実態・意向調査骨子(案) 【サービス事業所の方】

対象者：区内の指定障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等

カテゴリー	新規等	設問No.	調査項目	備考(前回からの修正点等)
1 事業運営について		1	事業所の経営主体	
	新規	2	回答者について(役職等)	自立支援協議会委員より追加希望
		3	事業所の開業年	
		4	提供しているサービス	
		5	事業所のサービス展開エリア	
		6	事業所の利用者数	
		7	前年度の事業収支	
		7-①	増減収の理由	
		8	事業所経営上で重視すること	
2 職員について		9	職員数(総数・常勤・非常勤・その他)	
		10	職員数(職種別)	
		11	職員数(経験年数別)	
		12	職員の過不足状況	
		12-①	(問12で「不足する」と答えた事業所に対して)不足している職員の職種	
		13	退職者数(総数・常勤・非常勤・その他)	
		14	人材確保・育成のための取組	
		15	人材確保や質の向上に向けた連携先	
3 サービス提供について		16	サービス提供上の課題	
		17	サービス利用について利用者や家族から受ける相談・苦情内容	
		18	問題発生時の相談先	
		18-①	(18で「どこかに相談した」を選択した事業所に対して)相談した内容	
		19	支援に関する困難	
		20	サービス向上のための取組	
		21	区に不足しているサービス等	
		22	今後参入を考えているサービス等	
		23	事業拡大・新規参入する上で重視すること	
		24	新規参入に必要なこと	
		25	地域生活支援拠点の整備に必要なこと	
	26	今後の障害福祉施策充実に必要なこと		
4 強度行動障害のある方について	新規	27	強度行動障害のある方の受け入れ状況について	
	新規	27-①	(「受け入れていない」を選択した場合)その理由	
	新規	28	強度行動障害のある方の利用について	利用を断ったことの有無
	新規	28-①	(「断ったことがある」を選択した場合)その理由	
	新規	29	強度行動障害のある方への支援における課題	
	新規	30	強度行動障害のある方への支援において、行政や地域社会に期待する役割	
4 虐待防止について		31	虐待防止への取組について	
5 災害時の対策について		32	災害発生時の対策	
6 感染症対策について		28	感染症対策の取り組み	
6 差別解消について		33	利用者のうち成年後見制度利用した方が良いと思う人数	
		34	成年後見制度が利用に至らない理由	
		35	利用者のうち福祉サービス利用援助事業を利用した方が良いと思われる人数	
		36	福祉サービス利用援助事業が利用に至らない理由	
		37	地域で差別や合理的配慮の不提供を感じる場面	
		38	差別解消に必要なこと	
		39	合理的配慮に必要なこと	
8 自由意見		40	自由意見	

令和7年度障害者(児)実態・意向調査骨子(案)
【長期入院施設(病院)】

対象者: 文京区に住民票がある長期入院患者又は文京区が元住所となっている長期入院患者がいる入院施設

カテゴリー	新規等	設問No.	調査項目	備考(前回からの修正点等)
1 本人について		1	性別	
		2	本人の年代	
		3	病名	
		4	生活保護の状況	
2 入院の状況		5	現在の入院形態	
		6	在院期間	
		7	入院状況	
		8	病院から見た退院の見通し	
3 本人の状況		9	退院を想定した場合の帰宅先	
		10	退院に向けた本人の意思	
		11	退院に対する家族の意向	
		12	本人の状況(SOSが出せるか)	
		13	本人の状況(服薬、通院の状況)	
4 自由意見		14	意見・要望	

令和4年度障害者(児)実態・意向調査骨子(案)
【在宅の方】

対象者:18歳以上の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳取得者、難病医療券所持者

カテゴリー	新規等	設問No.	調査項目	
1 本人について		1	回答者(本人か、ご家族か等)	
		2	本人の年齢	
		3	年収	
		4	収入の内訳	
		5	同居家族	
2 障害と健康について		6	障害種別	
		6-①	(6で「発達障害」と回答した場合)診断名	
		6-②	(6で「難病」と回答した場合)病名	
		7	手帳の種類	
		8	家族等が障害に気づいた時期(年代)	
		9	受診状況	
	新規	10	受診しているかかりつけ医療機関の有無	
		11	必要な医療的ケア	
		12	日常生活に必要な介助や支援	
		13	(介助・支援が必要な方へ)主な介助・支援者	
		13-①	(家族や親族が介助している場合)主な介助者・支援者の年代	
		14	(家族や親族が介助している場合)主な介助者による介護状況	
		15	主な介助・支援者が支援できなくなった場合の対応	
	3 相談や福祉の情報について		16	日常生活で困っていること
			17	困ったときの相談相手
		18	福祉情報の入手先	
		19	今後希望する生活	
		20	地域で安心して暮らすために必要な施策	
4 福祉サービスについて		21-①	現在利用しているサービス	
		21-②	サービスの満足度	
		21-③	(サービスに「やや不満」、「不満」を感じている場合)サービスの不満の理由	
		21-④	今後利用したいサービス	
		22	サービス等利用計画の作成手段	
	新規	23	サービス等利用計画の作成で感じたこと	
		24	セルフプランにした理由	
	25	介護保険サービスの利用状況		
5 日中活動や外出について		26	平日の日中の過ごし方	
		26-①	(26で「働いている、福祉施設等に通っている」と回答した場合)給与・工賃の月額	
		26-②	(26で「働いている」と回答した場合)仕事の内容	
		26-③	(26で「働いている」と回答した場合)1週間当たりの勤務時間	
		26-④	(26で「働いている」と回答した場合)仕事上で困っていること	
		26-⑤	(26で「福祉施設等に通っている」と回答した場合)福祉施設での困りごと	
		26-⑥	(26で「特に何もしていない」と回答した場合)その理由	
		27	一般就労するために希望する支援	
		28	休日の過ごし方	
		29	外出の頻度	
		30	外出の際に困っていること	
6 住まいについて		31	住まいで困っていること	
		32	住まいに必要な支援	
7 権利擁護・差別解消について	新規	33	成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の認知度	
	新規	34	地域で差別や合理的配慮の不提供を感じる場面	
	新規	35	地域(区役所、店舗、住民等)に求める合理的配慮	
		36	差別解消に必要なこと	
		37	合理的配慮に必要なこと	
8 災害対策について		38	災害発生時の困りごと	
		39	災害に対する備え	
9 感染症について	新規	40	感染症発生時の困りごと	
10 自由意見		41	意見・要望	

令和4年度障害者(児)実態・意向調査骨子(案) 【施設入所している方】

対象者：18歳以上の施設入所支援及び療養介護利用者

カテゴリー	新規等	設問No.	調査項目
1 本人について		1	回答者(本人か、施設職員か、ご家族か等)
		2	本人の年齢
		3	年収
		4	収入の内訳
2 障害の状況について		5	障害種別
		5-①	(6で「発達障害」と回答した場合)診断名
		5-②	(6で「難病」と回答した場合)病名
		6	手帳の種類
		7	家族等が障害に気づいた時期(年代)
3 施設入所について		8	施設の所在地域
		9	施設入所年数
		10	入所の理由
4 施設での生活について		11	出身世帯に帰る(帰省)ときに困ること
		12	施設生活の満足度
		13	現在の暮らしで困っていること
		14	医療的ケアの有無
		15	(16で必要な医療的ケアがあると回答した場合)必要な医療的ケア
		16	休日の過ごし方
		17	外出の頻度
5 今後の暮らし方について		18	今後希望する生活
		18-①	(20で「現在の施設で生活したい」と回答した方へ)その理由
		18-②	(20で「退所したい」と回答した方へ)地域でどのような暮らしをしたいか
		18-③	(20で「退所したい」と回答した方へ)どの地域で暮らしたいか
		18-④	(20で「退所したい」と回答した方へ)退所後に暮らす地域にのぞむこと
		19	地域で安心して暮らすために必要な施策について
6 相談や福祉の情報について		20	困ったときの相談相手
		21	福祉情報の入手先
7 権利擁護・差別解消について	新規	22	成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の認知度
	新規	23	地域で差別や合理的配慮の不提供を感じる場面
	新規	24	地域(区役所、店舗、住民等)に求める合理的配慮
		25	差別解消に必要なこと
		26	合理的配慮に必要なこと
8 感染症について	新規	27	感染症発生時の困りごと
9 自由意見		28	意見・要望

令和4年度障害者(児)実態・意向調査骨子(案)
【18歳未満の方】

対象者:18歳未満の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳取得者、難病医療券所持者、
障害児通所支援受給者証所持者

カテゴリー	新規等	設問No.	調査項目
1 本人について		1	回答者(本人か、ご家族か等)
		2	本人の年齢
		3	世帯年収
		4	同居家族
2 障害と健康について		5	障害種別
		5-①	(5で「発達障害」と回答した場合)診断名
		5-②	(5で「難病」と回答した場合)病名
		6	手帳の種類
		7	保護者が子どもの障害に気づいた時期(年代)
		8	保護者等が子どもの障害をはじめてわかったときの状況
		9	(8に関して)そのときの相談相手
		10	受診状況
	新規	11	受診しているかかりつけ医療機関の有無
		12	必要とする医療的ケア
		12-①	医療的ケア児やその介助者のために必要な支援策
		13	日常生活に必要な介助や支援
		14	(13で介助・支援が必要な方へ)主な介助・支援者
		14-①	(14で家族や親族が介助している場合)主な介助者・支援者の年代
		14-②	(14で家族や親族が介助している場合)主な介助者による介護状況
	15	保護者の悩み・不安	
3 相談や福祉の情報について		16	日常生活で困っていること
		17	困ったときの相談相手
		18	福祉情報の入手先
		19	将来希望する生活
		20	地域で安心して暮らすために必要な施策
4 福祉サービスについて		21	現在利用しているサービス
		21-②	サービスの満足度
		21-③	(サービスに「やや不満」、「不満」を感じている場合)サービスの不満の理由
		21-④	今後利用したいサービス
		22	障害児支援利用計画の作成手段
	新規	23	障害児支援利用計画の作成で感じたこと
	24	セルフプランにした理由	
	25	障害児通所支援等サービスを利用していない理由	
5 教育・保育について		26	主な通園・通学先
		27	(26で「小学校入学前」と回答した家族の方へ)通園生活等で困っていること
		28	(26で「小学校入学前」と回答した家族の方へ)小学校ほどの教育機関を希望するか
		29	(26で「学校在学中」と回答した家族の方へ)通学生活等で困っていること
		30	(26で「小学校入学前」または「学校在学中」と回答した家族の方へ)放課後や長期休業中の過ごし方
		31	(26で「小学校入学前」または「学校在学中」と回答した家族の方へ)放課後や長期休業中の過ごし方の希望
		32	(26で小学校(小学部)または中学校(中学部)に通っている方のご家族の方へ)中学校卒業後に希望する進路
		33	(義務教育を終了した方へ)希望する進路 ※本人の希望と家族の希望をそれぞれ伺う
		34	休日や余裕があるときの過ごし方
6 外出や住まいについて		35	外出の頻度
		36	外出時に困っていること
		37	住まいに必要な支援
7 権利擁護・差別解消について	新規	38	地域で差別や合理的配慮の不提供を感じる場面
	新規	39	地域(区役所、店舗、住民等)に求める合理的配慮
		40	差別解消に必要なこと
		41	合理的配慮に必要なこと
8 災害対策について		42	災害発生時に困ること
		43	災害に対する備え
9 感染症について	新規	44	感染症発生時の困りごと
10 自由意見		45	自由意見

令和4年度障害者(児)実態・意向調査骨子 【サービス事業所の方】

対象者：区内の指定障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等

カテゴリー	新規等	設問No.	調査項目
1 事業運営について		1	事業所の経営主体
		2	事業所の開業年
		3	提供しているサービス
		4	事業所のサービス展開エリア
		5	事業所の利用者数
		6	前年度の事業収支
		6-①	増減収の理由
		7	事業所経営上で重視すること
2 職員について		8	職員数(総数・常勤・非常勤・その他)
		9	職員数(職種別)
		10	職員数(経験年数別)
		11	職員の過不足状況
		11-①	(問11で「不足する」と答えた事業所に対して)不足している職員の職種
		12	退職者数(総数・常勤・非常勤・その他)
	新規	13	人材確保・育成のための取組
	14	人材確保や質の向上に向けた連携先	
3 サービス提供について		15	サービス提供上の課題
		16	サービス利用について利用者や家族から受ける相談・苦情内容
		17	問題発生時の相談先
		17-①	(18で「どこかに相談した」を選択した事業所に対して)相談した内容
		18	支援に関して困難さを感じる事
		19	サービス向上のための取組
	新規	20	区に不足しているサービス等
		21	今後参入を考えているサービス等
		22	事業拡大・新規参入する上で重視すること
		23	新規参入に必要なこと
		24	地域生活支援拠点の整備に必要なこと
	25	今後の障害福祉施策充実に必要なこと	
4 虐待防止について		26	虐待防止への取組について
5 災害時の対策について		27	災害発生時の対策
6 感染症対策について		28	感染症対策の取り組み
7 差別解消について	新規	29	成年後見制度又は地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)のニーズ把握及び利用に至らない理由
	新規	30	地域で差別や合理的配慮の不提供を感じる場面
		31	差別解消に必要なこと
		32	合理的配慮に必要なこと
8 自由意見		33	自由意見

令和4年度障害者(児)実態・意向調査骨子 【長期入院施設(病院)】

対象者: 文京区に住民票がある長期入院患者又は文京区が元住所となっている長期入院患者がいる入院施設

カテゴリー	新規等	設問No.	調査項目
1 本人について	新規	1	性別
	新規	2	本人の年代
	新規	3	診断名
	新規	4	生活保護の状況
2 入院の状況	新規	5	現在の入院形態
	新規	6	在院期間
	新規	7	入院状況
	新規	8	病院から見た退院の見通し
3 本人の状況	新規	9	退院を想定した場合の帰宅先
	新規	10	退院に向けた本人の意思
	新規	11	退院に対する家族の意向
	新規	12	本人の状況(SOSが出せるか)
	新規	13	本人の状況(服薬、通院の状況)
4 自由意見	新規	14	意見・要望

文京区地域福祉推進協議会 障害者部会名簿

令和7年4月現在

	役 職	氏 名	団 体 名	備 考
1	部会長	高山 直樹	東洋大学社会学部教授	文京区地域福祉推進協議会
2	部会員	谷田部 優	文京区歯科医師会	〃
3	〃	清水 健譽	文京区民生委員・児童委員協議会	〃
4	〃	山口 恵子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	〃
5	〃	平井 芙美	社会福祉法人復生あせび会	〃
6	〃	武長 信亮	区民(公募)	〃
7	〃	泉田 信行	区民(公募)	〃
8	〃	米倉 かおり	区民(公募)	〃
9	〃	住友 孝子	文京区肢体不自由児・者父母の会	関係者等
10	〃	大井手 昭次郎	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	〃
11	〃	紺野 ひでこ	文京区家族会	〃
12	〃	市川 敦	社会福祉法人 文京槐の会	〃
13	〃	渡部 睦	社会福祉法人 武蔵野会	〃
14	〃	若狭 佑子	社会福祉法人 本郷の森	〃
15	〃	向井 崇	一般社団法人 東京カリタスの家	〃
16	〃	皆川 譲	文京区障害者就労支援センター	〃
17	〃	知念 早苗	文京区特別支援学級連絡協議会	〃
18		奥田 光広	幼児保育課長	関係各課
19		市川 健一郎	保健対策担当課長	〃
20		山岸 健	教育指導課長	〃
21		木内 恵美	教育センター所長	〃
22		永尾 真一	障害福祉課長	〃

文京区地域福祉推進協議会設置要綱

平成8年7月11日 8 文福福発第 504 号制定
平成10年5月15日 10 文福福発第 340 号改正
平成12年5月12日 12 文福福発第 204 号改正
平成18年3月9日 17 文福福第 1183 号改正
平成20年1月17日 19 文福福第 569 号改正
平成20年4月1日 20 文福高第 43 号改正
平成21年2月19日 20 文福高第 2006 号改正
平成22年1月22日 21 文福高第 1907 号改正
平成24年3月30日 23 文福高第 2847 号改正
平成25年12月13日 25 文福福第 10009 号改正
平成27年11月26日 27 文福福第 1279 号改正
平成28年3月11日 27 文福福第 1757 号改正
平成29年12月15日 29 文福福第 1046 号改正
令和元年10月31日 2019 文福福第 904 号改正
令和2年11月13日 2020 文福福第 614 号改正
令和3年11月10日 2021 文福福第 578 号改正
令和5年11月1日 2023 文福福第 547 号改正
令和6年4月1日 2024 文福福第 221 号改正
令和6年9月12日 2024 文福福第 449 号改正

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱(6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。)に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
- (3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領(12文福福発第204号)により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者

の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 子ども・若者部会
 - (2) 高齢者・介護保険部会
 - (3) 障害者部会
 - (4) 保健部会
- 3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。
- 6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。
- 7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、10人を超えて委嘱することができる。
- 8 前3項の規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介第1114号）に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。
- 9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例（昭和50年3月文京区条例第15号）に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 12 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。
- 13 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。
 - (1) 子ども・若者部会 子ども家庭部子育て支援課
 - (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部高齢福祉課
 - (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
 - (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることのできる。

4 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てる

ことができる。

- 4 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
（公募委員の特例）
- 2 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（公募委員の特例）
- 2 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17 文介第 1114 号）第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（公募委員の特例）
- 2 令和 4 年度から令和 5 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17 文介第 1114 号）第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和 4 年度から令和 5 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てるこ

とができる。

- 4 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（公募委員の特例）

- 2 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介第1114号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。